

令和7年3月13日  
有限会社 仁成堂

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく  
一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づき、従業員による仕事と家庭の両立支援および女性従業員のさらなる活躍を目的に、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和7年4月1日～ 令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し  
計画期間内に男性育児休業取得率を 50%以上、女性育児休業取得率を  
80%以上とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 全従業員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和7年6月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始
- 令和8年4月～ 従業員に再度周知（以後、毎年4月に周知）